

## 和歌山県監査公表第 14 号

平成27年4月10日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成27年 5月15日

和歌山県監査委員 保田栄一  
和歌山県監査委員 足立聖子  
和歌山県監査委員 井出益弘  
和歌山県監査委員 宇治田栄蔵

### 1 包括外部監査の特定事件

環境対策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監査結果（意見・指摘事項）	措置の内容
<p>第3 監査の結果及び意見の総括</p> <p>【1】 環境基本計画に関する結果・意見</p> <p>① 環境基本計画の推進体制（P D C A サイクル）について</p> <p>② 監査の結果</p> <p>i ) 環境基本計画の施策の点検・評価を実施する仕組みを構築すべき（P20 指摘①）</p> <p>環境基本計画は、環境審議会で検討・評価され、将来の基本方針が策定される一方で、環境基本計画に掲げる事業の規模等については、予算協議における評価や事務事業評価による見直しにより決定される。こうした評価や見直しがあることもあり、施策推進会議は開催されず、環境基本計画の施策を点検・評価するという本会議の職務が果たされていない状況にある。</p> <p>しかし、予算協議における評価や事務事業の見直しによる評価のみでは、環境基本計画の策定における専門的な知見や視点からの判断はほとんど行われないため、環境基本計画のモニタリング結果を事業にフィードバックする機会が失われていると考えられる。県は、環境基本計画に定められている施策推進会議において、環境基本計画の施策の実施状況を適切に点検・評価する必要がある。仮に施策推進会議を開催しないのであれば、これに代わる機能を持った別の仕組みを構築する必要がある。</p>	<p>現計画期間中の毎年の点検・評価については、環境白書作成の過程において年に2回環境生活総務課が関係課に照会を行い、取りまとめる形で実施してきた。環境白書については、毎年作成し、公表するとともに環境審議会の委員にも配付しており、外部から施策に対して意見を述べることが可能な仕組みとなっている。</p> <p>次期計画策定時には、こうした点検・評価結果を総括し環境審議会にて審議を行う。</p> <p>環境施策推進会議については、基本計画に係る点検・評価に関する連絡調整を行う機関であるため、今後は必要に応じて開催していく。</p>

### ③ 意見

#### i ) 実効性のある環境基本計画・施策の点検・評価を実施すべき (P20 意見①)

環境基本計画においては前期間の環境基本計画の目標値に対する達成状況や今後の課題を記載しているが、目標値が達成されていない場合に、その原因や具体的な取り組みまでは記載されていない。これは、上述した「②監査の結果」にあるように、本来施策推進会議が実施すべきである環境基本計画の目標達成状況の点検・評価が実施されていないこと等から、計画策定に係る環境審議会によるモニタリングが十分に機能しにくい状況になっているものと考えられる。

以下は目標が達成できていない指標についての環境基本計画における記載の要約である（抜粋）。

指標	目標値	平成 21 年度達成状況	結果の記載 (抜粋)	今後の課題 (抜粋)
自然歩道整備延長	510km	228.3km	自然歩道の整備延長は、目標値の約 45% にとどまっている。	計画的整備と施設の維持管理について、継続的に実施する必要がある。
育成複層林面積	11,100ha	5,117ha	育成複層林は 181ha 増加した。	木材生産を主眼とする森林と木材生産以外の森林に区分し、適切な森林施業を推進する必要がある。

上表のような記載では結果及び今後の計画の公表という観点、PDCA サイクルの実現という観点からは不十分である。次期計画策定時においては、環境基本計画の目標達成状況についての十分な点検・評価を行いその結果に基づき、環境審議会での十分な審議を経たうえで、指標の達成にむけた具体的な取り組みを記載することが必要である。

#### ii ) 中間モニタリングを実施すべき (P21 意見②)

環境白書においては、「第 2 【1】(3) ⑥」に記載のとおり、現状に係るデータの提示のみとなる。また、必ずしも全ての事項が専門的な知見によって評価されている状況には無い。そのため、専門的な知見による網羅的な環境基本計画の評価は、少なくとも審議会の間の 5 年間は実施されていない状況にある。

表内で例示されている2つの指標については、第2次環境基本計画の目標値であり、現行の第3次環境基本計画策定時に点検・評価を行い、見直しを行っている。

一方で、計画書への点検・評価内容の記載方が不十分であったので、次期計画書では記載方法を工夫する。

併せて、次期計画策定時においても、環境白書作成の過程で当課が取りまとめている年2回の点検・評価結果を総括し、環境審議会で十分に審議していただいた上で結果を計画に反映させる。

計画の進捗については、毎年環境白書作成過程において点検・評価を行っており、現行計画については、平成27年度が計画期間の最終年度であることから、次期計画の策定のため総括し、環境審議会に報告する。

<p>5年間の中で、環境に係る研究成果や技術革新により、適切な環境対策が新たに考案されることも十分に起こり得るため、環境基本計画の中間時点において環境審議会を開催する等、現行計画の期間中にも適切なモニタリングの機会を設けることが望ましいと考える。</p> <p>2. 環境基本計画において評価・点検すべき施策・事業の整理について</p> <p>③ 意見</p> <p>i ) 環境基本計画において評価・点検すべき事業を整理すべき (P22 意見③)</p> <p>上記のとおり、環境基本計画には、実施事業がないもの、主目的が環境保全ではないもの、規制行政として取り組んでいるもの等、指標を用いて評価・点検することに馴染まない施策や事業が記載されている。</p> <p>県は、PDCAサイクルを機能させるため、また、実施事業を管轄する部署に環境基本計画の適切な遂行を意識付けるためにも、環境基本計画における施策と事業を明確に結びつけることや施策や事業を指標による評価・点検をすることができるもの、できないものに明確に区別することの整理を行う必要がある。</p> <p>ii ) 評価・点検すべき事業を整理したうえで、環境施策全体の予算・決算を把握すべき (P22 意見④)</p> <p>行政活動の基本的な考え方として、最小限のコストで最大限の効果を発揮することが求められる。環境施策を推進しているのは、基本的には環境生活部であるが、環境施策全体を施行するにあたっては、様々な部署が関係することとなる。環境施策が最小限のコストで最大限の効果を発揮できているか否かの評価に資するよう、環境生活部以外の関係部署の施策も含めた環境施策全体の予算及び決算を把握することが望まれる。</p> <p>第4 環境対策に関する事業の管理及び財務事務に関する結果及び意見</p> <p>【1】 自然公園等施設整備事業</p>	<p>施策と事業の関連性の整理は、環境白書の作成の過程で当課が取りまとめる年2回の点検・評価に併せて実施してきた。また、指標により管理できるものについては、計画書に指標を記載し、毎年作成する環境白書にて進捗状況を公表している。</p> <p>今後は、施策と事業の関連性及び点検・評価の可否について整理し、次期計画に反映させていく。</p> <p>個別の事業については、担当課室において評価を実施している。また、計画に記載する施策の関連事業の予算・決算を把握することは可能であるが、それをもって、本県の環境にどの程度の効果を発揮したかを測ることは困難であるので、毎年、環境白書作成過程において把握した事業成果等を新政策プロセスに反映させるよう取り組む。</p>
--	---

## 2. 監査の結果及び意見

(1) 近畿自然歩道の附帯設備にかかる計画について

### ② 監査の結果

i) 実績値（現況値）の集計は目標値の集計方法と整合させるべき（P35 指摘②）

目標値の設定方法は上述のとおり、市町村からの要望のあった「路線の総延長」としているが、実績値の集計は「路線の総延長のうち整備した距離の実数値」としている。例えば、10km ある路線に対して 5 km に渡って案内表示を数箇所設置することを目標とし、実行した場合、目標値は 10km として集計されている一方、実績値は 5 km しか集計されていない。

実績値の評価を適切に実施するためには、目標値と実績値の集計方法を整合させる必要がある。なお、実績値の集計方法を目標値の集計方法に整合させた場合、平成 25 年度の整備延長の実績値は 258.5 km となる。

### ③ 意見

i) 大幅な目標値の変更や目標値と現況との乖離がある場合はその理由を環境基本計画や環境白書等において県民に説明するべき（P35 意見⑤）

自然歩道整備延長についてはこれまでの環境基本計画で以下のように目標値を設定している。

（単位：km）

指標項目	第2次 環境基本計画		第3次 環境基本計画		現況値	
	目標値	年度	目標値	年度	値	年度
自然歩道整備延長	510.0	H21	298.3	H27	233.9	H25

第3次環境基本計画の目標値の設定の段階で目標値が大幅に引き下げられている。これは、第2次環境基本計画では、近畿自然歩道の全路線を目標値として設定したが、第3次環境基本計画では、市町村からの要望に基づいた路線のみを対象とすることが、適切であると判断し、修正したためである。

目標値と実績値の集計方法を整合させ、平成 27 年版環境白書（和歌山県）に記載する。

次期環境基本計画において大幅な目標値の変更を行う場合には、その目標値の設定について注釈を付けることとする。

また、目標が達成できなかった場合等については、県において計画、行動、評価、改善を行い、計画の見直しを行っているところであるが、その見直し理由等について、環境基本計画の中で付記することとする。

<p>しかし、環境基本計画や環境白書等において、これら計画数値の大幅な変更に関する説明がなされていない。</p> <p>近畿自然歩道の整備計画の目標値に大幅な変更があった場合または、目標が達成できなかつた場合等にはその内容、理由等を環境基本計画や環境白書等において県民に説明し、計画、行動、評価、改善というPDCAサイクルに落とし込むことで、当該事業の実効性促進を図るべきである。</p> <p>(2) 事務事業評価調書の事後評価について</p> <p>③ 意見</p> <p>i ) 事務事業評価調書において、成果測定を実施すべき (P36 意見⑥)</p> <p>県は、事務事業評価調書において、本事業の成果指標を記載しておらず、成果の測定も行われていない。県によれば、本事業は定量的な評価が難しいとのことであるが、そのような場合でも、要望した市町村に事業効果についてヒアリングを実施し内容を記載する等、事業の費用対効果を説明するための評価を行う必要があると考える。</p> <p>(3) 土地の貸借契約について</p> <p>② 監査の結果</p> <p>i ) 公衆便所等の建設に係る権原取得の状況を確認すべき (P37 指摘③)</p> <p>土地の権原に係る契約は、権利の喪失を確認する重要な行為であるため、県は、速やかに市町村と契約書面を交わす必要がある。</p> <p>また、事業対象地が第三者所有であり、市町村がこれを借地した場合、県は事業実施にあたって、市町村と土地所有者との契約書の確認は行っているが、その契約書に県への転貸条項が記載されているかを確認していないとのことであった。第三者の所有地において県が事業を実施するにあたり、適切な権原を取得できているかについて、県への転貸条項の有無を確認することが必要である。なお、過去の転貸条項</p>	<p>事業実施後、事業地の市町村から、施設利用状況や地元の意見等を聞き取り、評価することとする。</p> <p>公衆便所の土地の権原に係る契約については、借地の対象となる土地が市町村所有の場合と第三者所有の場合とがあり、土地の所有者が市町村の場合については、平成26年度から順次契約の締結を進めている。また、第三者が土地を所有し市町村が借地した場合については、市町村と第三者との契約書に県への転貸条項を設けるよう指導を行い、無断転借でないことを確認のうえ市町村と契約を締結することとする。</p>
---	--

<p>を設けていない契約については、無断転貸ではないことを証明できる土地所有者の承諾書等の確認を行うことが必要である。</p> <p>③ 意見</p> <p>i ) 契約書（写）の決裁書面への添付について（P37 意見⑦）</p> <p>土地所有者が第三者である場合の県の事業実施に係る決裁書面には、市町村と土地所有者との契約書面が資料として添付されていなかった。上席者による決裁において、適切な権原の取得を確認するために、契約書（写）等の書類を添付する必要がある。</p> <p><b>【2】名所・景勝地魅力づくり事業</b></p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 事務事業評価調書の事後評価について</p> <p>③ 意見</p> <p>i ) 事務事業評価調書において、定量的な成果測定を実施すべき（P39 意見⑧）</p> <p>事業の実施状況を評価するためには、事業に関する数値目標を設定し、事務事業評価調書において、事後評価を行うことが必要である。</p> <p>直接事業の成果を表す適切な成果指標がないため、定量的な成果の測定が困難であることも考えられるが、例えば、利用者へのアンケートの実施等により事後評価することも考えられる。</p> <p><b>【3】住宅用太陽光発電設備導入促進事業</b></p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 支給対象者の過去の補助受給履歴に係る調査について</p> <p>③ 意見</p> <p>i ) 過去の申請履歴を詳細に確認すべき（P41 意見⑨）</p> <p>県では、本補助金に関する交付履歴を確認する手続を行っているが、婚姻による姓の変更等についての確認まではされていなかった。例えば、エクセルデータに生年月日欄を設けて、氏名、住所と合わせて過去の履歴と確認</p>	<p>今後、公衆便所の新築事業に当たっては、市町村との土地使用賃借契約を締結後、工事を施工することとする。</p> <p>町、地元区等で構成する活性化協議会において利用状況等を聞き取り、県がその結果を聴取する仕組みを取り入れることとする。</p> <p>エクセルデータに生年月日欄を設けて、氏名、住所と合わせて過去の履歴と確認することにより、同一人物に重複して補助金を交付しないことを確認することとする。</p>
---	--

<p>することにより、同一人物に重複して補助金が交付されていないことを確認することを検討されたい。</p> <p><b>【7】 鳥獣保護事業</b></p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 傷病野生鳥獣救護対策事業の実績報告について</p> <p>③ 意見</p> <p>i ) 契約金額の適切性を確認すべき (P50 意見⑩)</p> <p>平成25年度の実績報告において、個別処置の報告は詳細に行われているが、業務全体としての計画業務量と実績の詳細な対比・分析が行われていない。随意契約については、業務量及び金額が適切であるかの検討を事後的に行い、次年度以降の契約においてその結果を可能な限り反映する必要がある。</p> <p>特に、予定業務量と実績が大きく乖離している場合は、契約金額の適切性について十分に検討の上、その検討の過程を記録しておくことが望ましい。</p> <p><b>【8】 自然公園等保護対策事業</b></p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 修繕が必要な施設のリスト化について</p> <p>③ 意見</p> <p>i ) 修繕が必要な施設等について経年情報を作成すべき (P53 意見⑪)</p> <p>自然公園指導員からの報告に基づいて、各振興局等からあがってきた修繕必要施設を単年度のみではなく、経年情報も含めてリスト化することで網羅的な修繕必要箇所の把握が容易となり、優先的に修繕すべき施設を効果的に検討できることや人事異動における職員間の情報共有にも資することができる。また、自然公園指導員にも当該リストを閲覧できるようになると、経年による要望の重複等もなくなり、より効果的な提案要望がなされることも考えられる。</p> <p>以上のことから、修繕が必要な施設</p>	<p>実績処置件数から、契約金額の適切性は確認しているが、今後は、傷病野生鳥獣の症状ごとの処置件数の確認等の詳細な分析も踏まえたうえで、契約金額の適切性を確認することとする。</p> <p>修繕が必要な施設については、要望箇所を單年度毎にまとめているところであるが、リスト化（台帳化）を図り、業務の改善を推進することとする。</p>
--	--

<p>について、経年の情報も含んだリストを作成し、翌年度以降の判断や情報共有に役立てるべきである。</p> <p>(2) エビとカニの水族館の管理について</p> <p>③ 意見</p> <p>i ) エビ・カニ水族館において、入場者数や経営状況の把握、利用者の声（アンケート結果等）等についての、適切な管理を行うべき（P54 意見⑫）</p> <p>自然環境とのふれあいの推進という事業目的を達成するため、コストをかけて当該施設を存続させるのであれば、入場者数や利用者の声（アンケート結果等）等について把握する等、適切な管理を行うべきであった。</p> <p>なお、今後は水族館は別施設に移転し、現在使用されている施設は取り壊す予定である。</p> <p><b>【10】 ジオパーク推進事業</b></p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 事業計画書及び事業報告書について</p> <p>③ 意見</p> <p>i ) 事業計画書及び事業報告書の記載方法と基本計画書の記載方法を整合させるべき（P58 意見⑬）</p> <p>現状、推進協議会が作成する事業計画書及び事業報告書の実施事業の項目の記載方法と基本計画書の実行計画の記載方法が異なっているため、計画されている事業が網羅的に実施されないおそれがある。事業計画書及び事業報告書を閲覧したところ、基本計画書及び事業計画書では平成 25 年度にガイドブックの作成が計画されていたが、実際は作成されておらず、理由としては、他の事業の進捗状況等により実施できなかったことによる。</p> <p>計画した事業が網羅的に実施されるように、事業計画書及び事業報告書の実施事業の項目の記載方法は、基本計画書の実行計画の記載方法と整合させ、両者の関連や基本計画書に記載されている事業が網羅的に実施されてい</p>	<p>当該施設については、平成27年9月に閉鎖予定である。</p> <p>推進協議会の事業計画書及び事業報告書の記載方法と基本計画書の実行計画の記載方法を整合させることとする。</p>
---	--

<p>ることの確認が容易にできるようになることが必要である。</p> <p><b>【11】 紀南版フェニックス事業</b></p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 実績報告書の審査の手法について</p> <p>③ 意見</p> <p>i ) 車両のリースまたは取得に関して、リースまたは取得の妥当性を確認すべき (P63 意見⑭)</p> <p>財団法人紀南環境整備公社及び紀南環境広域施設組合から提出されたそれぞれの平成 25 年度の実績報告書を閲覧したところ、前者の実績報告書の補助対象経費明細にリース料として自動車リース料 409,872 円が計上されている。また、後者の実績報告書には備品購入費として車両購入代が 1,025,700 円計上されている。車両の取得にあたっては、使用予定期間やリースにした場合の利息負担等に基づく発生コストに関して、リースあるいは購入とした場合どちらのメリットが大きいかの比較検討を行う必要があると考えるが、県では比較検討が行われたかどうか確認した内容を記録として残しておらず、車両のリースまたは取得について妥当な判断が行われたどうかが不明である。補助金を有効に活用するためには、県は補助金の交付先の支出内容が妥当かどうかを適切に審査し翌年度の事業計画に反映させることが重要であるため、今後、車両の取得にあたっては、リースあるいは購入とした判断過程のヒアリングを行い内容の妥当性を確認することが必要である。</p> <p>ii ) 実績報告書の支出内容について証憑との照合を必要に応じて実施すべき (P63 意見⑮)</p> <p>財団法人紀南環境整備公社及び紀南環境広域施設組合から提出された平成 25 年度の実績報告書を閲覧したところ、支出内容について、領収書や請求書等、取引内容や支払いの事実を確認</p>	<p>財団法人紀南環境整備公社においては、各年度のコスト縮減と支出費用の平準化のため、リース可能な備品をリースしていたが、紀南環境広域施設組合においては、備品の使用期間全体のリース料と購入費用とを比較衡量して安価となることから購入を選択しており、妥当な判断と考えられる。</p> <p>今後、同様の事例については、確認した内容を記録に残すこととする。</p> <p>実績報告書の支出内容については、平成26年度分から証憑書類の写しの提出又は現地調査により証憑書類の確認を行うこととする。</p>
--	---

できる証憑との照合は実施されていなかった。取引内容や支払いの事実を確認できる証憑との照合が実施されない場合、補助金が適正に使用されているかどうかの確認を行うことができない。県は、補助金の使途について、証憑の突合を行うなど適正に使用されているかどうかを確かめる手続を実施すべきである。たとえば、補助金の交付先にて証憑書類の確認を行うことが考えられる。

## 【12】 産業廃棄物処理業者指導事業

### 2. 監査の結果及び意見

#### (1) 実績報告書の審査の手法について

##### ③ 意見

i ) 実績報告書に点検指導回数だけではなく指導内容等の結果の記載を求めるべき (P68 意見⑯)

当該委託業務の実績報告書には、以下のとおり、産業廃棄物管理票等点検指導を行った業者数や業者名の記載はあるが、各業者ごとの点検指導の状況や結果が記載されておらず、各業者においてどのような問題があり、どのような指導を行ったかについて把握できない状況となっている。

巡回先 19社 (32回)

1. A社	2回	11. K社	1回
2. B社	2回	12. L社	1回
3. C社	4回	13. M社	1回
4. D社	6回	14. N社	1回
5. E社	1回	15. O社	1回
6. F社	2回	16. P社	1回
7. G社	2回	17. Q社	1回
8. H社	1回	18. R社	1回
9. I社	2回	19. S社	1回
10. J社	1回		

(出所：循環型社会推進課提供資料  
より監査人加工)

委託事業が適切に履行されているかどうかの確認及び事業者の産業廃棄物管理票等の作成や保管状況を把握しておくためにも、実績報告書には巡回業者ごとの点検指導結果を記載するよう求める必要があった。

なお、平成 26 年度からは当該業務は委託せず、県が従来実施している立入調査と併せて県で直接実施することと

平成26年度以降は、県が直接検査を実施しており、その検査の証として事業者ごとに指導内容の分かる立入検査票を作成、保管している。

なるため、県自ら、業者ごとの点検指導の結果が分かるような書類を作成し保管しておくことが必要である。

(2) 立入検査の実施について

③ 意見

i ) 県と委託業者が実施する立入検査を効率的に実施できる計画を策定すべき  
(P69 意見⑯)

平成 25 年度に所管課または県立各保健所で実施された産業廃棄物処理施設（最終、中間、積替保管業者）及び排出事業者への立入検査の対象業者一覧を閲覧したところ、以下のとおり、委託事業である産業廃棄物管理票等点検指導業務（4 【12】 2 （1） ①参照）の巡回先業者と重複している業者が複数見受けられた。なお、表中アルファベットで表記されている業者は 4 【12】 2 （1） ③の表中の業者とそれぞれ同一である。

委託業者実施	直接実施	
	所管課	保健所
A社	○	○
C社	○	○
D社	○	○
H社	○	○
I社	○	○
O社	○	○
R社	○	○

(出所：循環型社会推進課提供資料より監査人加工)

所管課または県立各保健所が実施する立入検査には産業廃棄物管理票の点検項目があるが、当委託事業においても産業廃棄物管理票が適切に作成されているかどうかといった点検指導を行うため、所管課または県立各保健所が実施する立入検査と委託業者が実施する点検指導業務が一部重複していたと言える。所管課または県立各保健所と委託業者が同様の点検を行っており非効率となっているため、所管課はあらかじめ委託業者が実施する点検指導業務の対象業者を把握しておき、所管課または県立各保健所が実施する立入検

平成26年度以降は、事業者団体に委託している産業廃棄物管理票等点検業務を含め、循環型社会推進課と県立保健所により網羅的に実施している。

<p>査の対象業者と重複しないような計画を立てる必要があった。</p> <p>平成 26 年度からは委託事業である産業廃棄物管理票等点検指導業務は委託せず、県で直接実施されるため、今後は、所管課または県立各保健所の実施する立入検査において委託業者が実施していた点検指導業務の点検内容も含め網羅的に実施する必要がある。</p> <p><b>【13】 PCB 廃棄物処理対策推進事業</b></p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) PCB 廃棄物の処理について</p> <p>③ 意見</p> <p>i ) PCB 廃棄物の処理に関する具体的なスケジュール案を策定すべき (P73 意見⑯)</p> <p>①に記載したとおり、県の PCB 廃棄物の計画的処理完了期限は平成 34 年 3 月 31 日であるが、平成 26 年度は受入予定があるが平成 27 年度は、JESCO が策定している計画の中で県の PCB 廃棄物の受入予定がないため、実質的には平成 28 年度からの 6 年の間に PCB 廃棄物の処分を完了させる必要がある。</p> <p>JESCO において平成 28 年度以降の具体的な受入スケジュールが決まっているかどうかについて県担当者にヒアリングしたところ、具体的な受入スケジュールは決まっていないとのことであった。JESCO との調整を行う枠組みとして、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会という JESCO との協議が可能な場が設けられているため、県としては、当協議会の場を活用し、JESCO へ計画的な受入について協議を行い、県の PCB 廃棄物の処理が上記完了期限までに終わるよう調整する必要がある。</p> <p>以上より、まずは、計画的処理完了期限までに PCB 廃棄物の処理を完了することができるよう JESCO と協議を行い、その上で当協議結果に基づいて各年度における処理数量の目標も織り</p>	<p>PCB 廉棄物の計画的な処理のため、処理の方策を記載した県 PCB 廉棄物処理計画（改訂中）に基づいて、JESCO と調整していく。</p>
---	---

<p>込んだ具体的なスケジュール案を策定することが必要である。</p> <p>(2) PCB 保管数量の電子媒体による公表の検討について</p> <p>③ 意見</p> <p>i ) PCB 廃棄物の保管事業者数及び保管数量の電子媒体による公表の検討を行うべき (P73 意見⑯)</p> <p>県は、和歌山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づいて、PCB 廃棄物の保管事業者数及び保管数量について毎年度電子媒体により公表を行うことを検討しなければならないが、現状は検討を行っていない。</p> <p>まずは当該処理計画に基づいて、PCB 廃棄物の保管事業者数及び保管数量について電子媒体により公表を行うことを検討することが必要である。検討の結果、上記内容について公表することとした場合、毎年度 PCB 廃棄物の保管事業者数及び保管数量について県のホームページ等で公表することが必要である。</p> <p><b>【14】 海岸漂着物地域対策推進事業</b></p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 成果指標について</p> <p>③ 意見</p> <p>i ) 海岸漂着物等の回収・処理に関する直接的な成果指標を設定すべき (P77 意見⑰)</p> <p>県が独自で設定している成果指標である回収処理へのボランティア参加人数は、海岸漂着物等の回収・処理に関する指標として設定されているが、必ずしもボランティア参加人数が多かつたからといって海岸漂着物等の回収・処理が進んだとは言い難い面があり、ボランティア参加人数は、海岸漂着物等の回収・処理に関する間接的な指標と考えられる。</p> <p>したがって、海岸漂着物等の回収・処理に関する指標としてボランティア参加人数だけではなく、他の直接的な</p>	<p>PCB廃棄物の保管事業者数及び保管数量については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第9条において都道府県知事が公表するものとされていることから、現在県においては、縦覧に供するとともに、開示請求がある場合には情報の提供を行っている。</p> <p>電子媒体の活用についても、今後県循環型社会推進課のホームページに掲載し公表していく。</p> <p>成果指標については、国が指定した直接的な指標である、回収・処理量及び事業に従事する雇用人数がすでに設定されており、ボランティア参加人数については、本県の回収・処理事業の実態に即した形で設定したものであり、有効な指標の一つであると考える。</p>
---	---

<p>指標を設定する余地があると考える。</p> <p><b>【15】 不法投棄・不適正処理対策事業</b></p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 成果指標について</p> <p>③ 意見</p> <p>i ) 事業の達成度を測るために成果指標を設定し事業の評価を行うべき (P79 意見②)</p> <p>事業目的が達成されたかどうかを判断するためには、事業目的の達成度を測る指標として成果指標を設定し、事業終了後、成果指標の達成状況により事業の目的が達成されたかどうかを評価することが重要である。</p> <p>しかしながら、現状、当事業では成果指標は設定されておらず、事務事業評価調書によれば、「概ね当初の目標は達成された」として、当年度の取組内容とその成果が文章で記載されているのみである。</p> <p>上記の文章による成果の記載のみでは事業の成果があったことが分かりにくく、また当初の目標に対する達成度を測ることができない。</p> <p>したがって、事業目標の達成度を評価するため、成果指標を設定し、毎年度事業終了後にその達成度を測ることが必要である。</p> <p>例えば以下のような成果指標を設定し、事業評価を適切に行うこと検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適正処理の発生件数に対する解決(撤去) 件数</li> <li>・環境監視員による巡回日数</li> </ul> <p><b>【16】 不法投棄監視パトロール事業</b></p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 本事業に関する計画の策定及び数値目標の設定について</p> <p>③ 意見</p> <p>i ) 本事業の具体的な計画を策定し、数値目標を設定すべき (P82 意見②)</p> <p>現状、当該事業の成果指標は設定されておらず、事業の効果がどれだけあ</p>	<p>成果指標として以下の 3 点を設定する。</p> <p>①不適正処理の発生件数に対する解決件数      ②環境監視員による巡回日数      ③不法投棄監視カメラの稼働率 (設置率)</p>
--	---

<p>ったかということが定量的に判断できない状況となっている。成果指標が設定されていない場合、事業効果を定量的に判断できないだけでなく、当年度の実績値に基づいて翌年度の事業計画を策定するといった仕組みを構築することもできない。</p> <p>したがって、事業効果を定量的に判断し、より効果的な事業計画を策定するために成果指標を設定することが必要である。成果指標には、たとえば以下のようなものが考えられるが、県の状況に適したより適切な成果指標を設定し、本事業を評価する仕組みを構築すべきである。</p> <p>以下、発見件数とは、不法投棄を発見した件数であり、撤去件数とは、発見した不法投棄がその後撤去された件数を指している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄の前年度発見件数に対する減少件数</li> <li>・抑止率（当年度発見件数／前年度発見件数）</li> <li>・不法投棄箇所の改善率（撤去件数／発見件数）</li> </ul>	<p>数</p> <p>②抑止率（当年度発見件数／前年度発見件数）</p> <p>平成27年度から環境管理課が関連事業課と連携して、BOD目標値未達成な河川の原因の究明を行い、目標達成のために必要な各課の対応が実施されるよう総合的に調整する。</p>
---	---

や事業をとりまとめた対応はなされていない。

BOD の目標は、一つの施策を実施すれば、達成されるようなものではなく、様々な関連する事業を総合的に実施して管理を行う必要がある。環境管理課においては水質汚濁事業の実施を通して、BOD 未達成の詳細な原因究明を行うとともに畜産課や下水道課等と情報交換を行うことで、各課が目標達成に向けて一体となるような体制、及び目標達成に向けた一体的な取組みを評価する仕組みを構築していく必要がある。

また、下表は河川ごとの環境基準の達成の有無であるが、毎年基準を達成していない河川について重点的に施策を講じていく手法や、基準を達成していない河川が和歌山市調査水域であれば和歌山市と協議していくことも有用である。

水域名	類型	達成状況				
		H21	H22	H23	H24	H25
橋本川	A	○	○	×	×	×
貴志川	A	○	○	○	○	×
有田川	A	○	○	○	×	○
南部川（南部大橋上流）	A	○	×	×	○	○
南部川（吉川）	B	×	×	×	○	○
左会津川（高麗大橋上流）	A	○	×	×	○	×
左会津川（高麗大橋下流）	A	○	×	×	○	×
那智川（市野々橋から上流）	A	○	○	×	×	○
古座川（高瀬橋上流）	AA	○	○	×	○	○
古座川（高瀬橋下流）	AA	○	○	×	○	○
土入川（河合橋上流）	B	×	×	×	×	×
大門川 <sup>6</sup>	B	×	×	×	×	×
和田川 <sup>5</sup>	B	×	○	○	○	○

(出所：環境白書抜粋)

## (2) 立入調査計画の明文化について

### ③ 意見

- i ) 立入調査の計画を明文化すべき  
(P88 意見④)

排水基準を超過した事業場について、その翌年度に必ず立ち入る取組みは適切と考えられる。したがって、将来的にも継続して適切な調査が行われることを担保するために方針として明文化する必要がある。

## (3) 立入計画表の決裁の手法について

### ③ 意見

- i ) 立入計画表の決裁を単年度ごとに実施するよう改善すべき (P88 意見⑤)  
排水基準を超過した事業場について

平成27年度から、排水基準を超過した事業場については、その翌年度に必ず立入を実施する旨の規定を、「排水基準監視立入調査計画」に明文化する。

平成27年度から「排水基準監視立入調査計

は、その翌年度に基準適合を確認するため必ず立ち入ることとしていることや、事業場の撤退や追加等、単年度においても突然的に立入調査を要する事象が発生することが考えられる。このような状況で、単年度の決裁を受けない場合に、4年間の途中で起こった突発事象に対応できない可能性があるため、4年間の長期的な計画に加えて、単年度の計画においても計画の見直しを行い、決裁を受ける必要がある。

また、現状の立入計画表においては排水基準を超過した事業場が明確となるような記載になっておらず、前年度排水基準を超過した事業場が当年度正しく反映されているかが一見してわからず、決裁の有効性が不十分となるおそれがある。

排水基準を超過した事業場が次年度の立入調査対象となっているかを確認するためにも、立入計画表上、排水基準を超過した事業場が明確となるような記載に変更するか、別添として排水基準の超過事業場リストを添付の上で決裁に回すといった対応をとる必要がある。

#### (4) 立入調査の結果の記載について

##### ③ 意見

i ) 立入調査の結果をより明確に記載するよう改善すべき (P89 意見⑯)

環境白書では県内にある特定事業場数及び検査項目数、適合項目数、不適合項目数のみが記載されているが、現状の記載では、特定事業場数のうち、立入調査すべき立入対象事業場数がいくつなのか、また、実際に平成24年度に立入調査を実施した事業場及び排水基準を超過した事業場の数がいくつなのかの情報が明示されていない。県は立入調査の方針として少なくとも4年に1回は実施することに加えて、排水量に応じて立入調査頻度を設定している。当方針に拠った場合、平成25年度

画」について、前年度排水基準を超過した事業場の立入計画を加えて修正した計画とし、毎年度決裁を受けるようにする。

平成26年版環境白書（和歌山県）において改善済みである。

から 28 年度の 4 年間の延べ立入事業場概数は 900 を計画している。当該方針も踏まえ立入調査の結果をより明確に示すためには、以下の内容についても明示する必要がある。

特定事業場数の内 立入調査すべき事業場数 ( 4 年累計 )	当年度立入事業 場数	適合事業場数	不適合事業場数
800	238	220	18

なお、上述までの記述は平成 24 年度の環境白書にかかるものであるが、監査期間中に作成中であった平成 25 年度の環境白書においては、当該指摘に基づき対応されている。

#### 【18】 大気汚染常時監視テレメーター装置運営事業

##### 2. 監査の結果及び意見

###### ( 1 ) 定期保守委託契約の決裁の手法について

###### ③ 意見

- i ) 定期保守委託契約に関する決裁に報告書を回付するよう改善すべき (P92 意見②)

委託業者から入手した「報告書」は担当者が保管しており、検査調書の決裁の際には添付されていない。決裁の際に、委託業務の履行状況を適切に判断するため、検査調書には「報告書」を添付して回付する必要がある。

#### 【19】 アスベスト対策事業

##### 2. 監査の結果及び意見

###### ( 1 ) 本事業に関する計画の策定及び数値目標の設定について

###### ③ 意見

- i ) 本事業の具体的な計画を策定し、数値目標を設定すべき (P97 意見②)

アスベスト問題に対する県民の関心は、依然として高いものと想定される。また、平成 25 年 6 月 21 日に大気汚染防止法の改正法が公布（平成 26 年 6 月 1 日施行）され、アスベスト飛散防止対策の強化が求められている。当該改正法では、届出対象外の工事にまで立入検査対象が拡大されており、こ

平成 26 年度からは、検査調書を作成する根拠となる業者からの委託業務完了報告書（測定結果報告）を課長まで回付する。

平成 27 年度から「アスベスト立入検査マニュアル」を策定し、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）による届出義務のない解体等工事現場にも立入検査を実施するとともに、同検査における工事受注者のアスベスト事前調査（法務）の実施率を数値目標にする。

これまでの届出がなされた解体等工事の確認に加えて、今後は届出がない解体等工事の立入を実施することも求められる。これにより、アスベストの飛散が見込まれる特定工事であるにも関わらず、無届で工事が行われていないかの確認が必要となる等、当該事業の進め方も大きく変化することが予想される。そのような状況のなか、今後は、本事業における現状と課題、施策の方向性について整理したうえで、届出対象外の工事について立入検査を行う際の方針を策定するとともに、その取り組みがわかるような数値目標を設定し、本事業を評価する仕組みを構築すべきである。

(2) 立入検査の実施について

③ 意見

- i ) 立入検査のマニュアルを整備すべき  
(P97 意見②9)

現状、立入検査時のマニュアルが整備されていないため、人事異動等により現職員が異動した場合、組織としての知識、経験はリセットされてしまうこととなる。組織として、将来にわたって当該事業が滞りなく行われることを担保するため、環境省が公表している大気汚染防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引きに基づき、早急に現職員の経験的知見を盛り込んだ立入検査マニュアルを整備すべきである。

(3) 特定粉じん排出等作業に関する完了報告を業者から入手すべき

③ 意見

- i ) 特定粉じん排出等作業に関する完了報告を業者から入手すべき (P98 意見③0)

特定粉じん排出等作業に関する完了報告の提出義務を条例において定めることが望ましいが、現状、条例で定められておらず、強制力をもたないため、当該報告書を受領していない。届

平成27年度から【19】2 (1) ③ i ) の「アスベスト立入検査マニュアル」を整備、活用し、組織として知見・手法を引き継いでいく。

平成27年度から特定粉じん排出等作業で、飛散する可能性の高い石綿建材（吹付石綿、煙突用石綿含有断熱材等）を扱う現場について、行政指導で完了届の提出を求めていく。

<p>出義務の履行確認を行う県として、当該作業が適正に実施されたことを、サンプルで年10件程度の立入検査を実施することのみでは不十分であり、サンプルでの立入検査を実施するとともに、条例で定められていなくとも、行政指導の範疇で完了報告書を入手して確認を行うべきである。</p> <p><b>【20】 大気汚染等防止対策事業</b></p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 立入調査計画の明文化について</p> <p>③ 意見</p> <p>i ) 立入調査の計画を明文化すべき (P101 意見⑩)</p> <p>5年で全ての事業場等を立入調査の対象とすることや、違反があった事業所・新規の事業所（施設含む）については速やかに対象とする考えは、運用上、周知されているとのことであるが、将来的にも継続して適切な調査が行われることを担保するために、計画として明文化する必要がある。</p> <p>(2) 立入調査票の記入の徹底について</p> <p>② 監査の結果</p> <p>i ) 立入調査票の記入を徹底すべき (P102 指摘④)</p> <p>平成25年度の「立入調査票」全件（33件）を閲覧したところ、「立入調査票」の自主測定の確認項目について、チェックがされていないものが5件発見された。現場から県庁へ戻った後、別途メモに記入しているとのことであるが、一日に複数の現場に行くことが多く、現場持参用の「立入調査票」にて確実にチェックを実施することが、正確性の担保につながるものであるため、「立入調査票」へのチェックについて徹底する必要がある。</p> <p><b>【21】 騒音振動公害防止対策事業</b></p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 騒音の環境指標達成のための取り組みについて</p> <p>③ 意見</p>	<p>平成27年度から立入調査計画を明文化する。</p> <p>平成27年度から立入調査票へのチェックを徹底する。</p>
--	---

<p>i ) 騒音の環境指標達成に向けて市の取り組みをモニタリングすべき (P106 意見③②)</p> <p>騒音規正法の改正により、市の区域に係る自動車騒音の常時監視については市長が行うこととなったため、現状においては和歌山市と海南市についてはデータを受け取っているのみであり、目標値達成にむけた特段の取り組みはなされていない。また、和歌山市の環境基本計画においては平成 29 年度に環境基準達成率 95%を設定しており、県の計画と不整合が生じている状態にある。</p> <p>平成 25 年度における環境基準達成率は高い数値であるものの、より確実な目標値の維持、達成に向けて、県は、和歌山市及び海南市と連携し、原因の究明及び総合的な施策の取り組みを実施する等、市も含めた県全体の環境対策に関するモニタリングを行う必要がある。</p>	<p>平成27年度に和歌山市と協議し、環境基準達成率の調整を行うとともに、道路交通騒音施策について、和歌山市及び海南市と連携し、低騒音舗装等有効な施策を総合的に検討していく。</p>
---	---